

LPガス・特別高圧電力利用事業者 経営改善支援事業費補助金（令和6年分） 申請の手引き

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、「補助金等の交付に関する規則」、「LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領」に定めるもののほか、「LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（令和6年分）申請の手引き」（以下、「本手引き」という。）の定めるところにより、予算の範囲内で実施するものとします。

＜申請の受付期間＞令和6年2月14日（水）～8月30日（金）

※申請状況により、受付期間内であっても早期に受付を終了する場合があります。

I 補助対象者と補助対象事業

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（受付期間：令和5年8月10日（木）～9月29日（金）、11月7日（火）～12月13日（水））で補助金を受給した方も、今回の補助金は申請可能です。

【1】補助対象者※1事業者につき1回のみ申請可（店舗単位等で複数回の申請はできません）

①京都府内に事業所等を有している〔1〕中小企業者〔2〕であり、

②次のいずれかに該当する者

LPガス

- LPガス販売事業者とLPガス（ただし、日本産業規格で定めるLPガス規格第2種の自動車用燃料は除く。）の販売契約を締結している中小企業者

特別高圧電力

- 京都府内の事業所等で特別高圧を受電するために、自ら小売電気事業者等と契約する中小企業者
又は、
- 代表する者が小売電気事業者等と特別高圧の受電を契約し、当該契約に基づき、相応の電気料金に相当する額の分担により、京都府内の事業所等で電力を使用する中小企業者のうち、製造業を営む者

〔補足1〕『京都府内に事業所等を有している』とは、申請者が京都府内に「製品開発、生産、営業等の事業活動を実施する本店、支店、営業所、事務所等を有する」ことを指します。

〔補足2〕『中小企業者』とは、原則として中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とします。株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社（以下「会社法人」という。）は、下表の主たる業種に応じて、資本金等又は常時使用する従業員の数のいずれかの要件に該当すれば中小企業者となり、いずれにも該当しなければ大企業（対象外）です。

会社法人以外の法人（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）及び個人事業主は、下表の主たる業種に応じて、常時使用する従業員の数の要件に該当すれば中小企業者となり、該当しなければ大企業（対象外）です。

主たる業種	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数(※)
運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や2ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員を指します。

<以下の事業者の方は、本補助金の対象外>

医業を主たる事業とする者〔3〕、社会福祉法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人、風俗営業者（性風俗関連特殊営業）〔4〕、みなし大企業〔5〕、国または地方自治体から出資を受ける第三セクター、暴力団員等〔6〕

〔補足3〕『医業を主たる事業とする者』について、病院、一般診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業を営む者は、本補助金の対象外です。

〔補足4〕『風俗営業者』について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者は、本補助金の対象外です。

〔補足5〕『みなし大企業』とは、「発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社」、「発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社」、「大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社」を指します。

〔補足6〕『暴力団員等』とは、都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を指します。

【2】補助対象事業

①補助対象事業の実施期間（以下「補助対象期間」）は、以下のとおりです。

補助金の交付決定日から令和7年1月31日（金）まで

ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると知事が認める場合は、交付決定日より前日（令和6年2月1日（木）以降に限る。）を補助対象期間の起算日とすることができます。

なお、交付決定日より前の日より補助対象事業を実施する場合は、併せて指令前着手届（第2号様式）の提出が必要です。

②補助対象事業は、以下の対象事業に係る経費〔7〕です。

LPガス

項目	内容
対象事業	(1) 補助対象者である中小企業者が、 (2) 事業継続と経営改善のために実施する以下の事業〔8〕で、 【A】省エネ機器の導入 【B】システムの導入 (3) 補助対象期間内である令和6年2月1日（木）から令和7年1月31日（金）までに事業完了（発注、購入、納品及び支払いまで）するもの〔9〕
補助率 補助上限	補助率：3／4以内、補助上限：20万円、補助下限：2万円

特別高圧電力

項目	内容
対象事業	(1) 補助対象者である中小企業者等が、 (2) 事業継続と経営改善のために実施する以下の事業〔8〕で、 【A】省エネ設備・機器の導入 【B】システムの導入 (3) 補助対象期間内である令和6年2月1日（木）から令和7年1月31日（金）までに事業完了（発注、購入、納品及び支払いまで）するもの〔9〕
補助率 補助上限	補助率：3／4以内、補助上限：1,000万円、補助下限：10万円

〔補足7〕 補助対象経費は、消費税を除いた額です。

〔補足8〕 補助対象の事業の目的に直接関係しない経費は、補助対象外です。補助対象経費は、事業のために導入するものに限り、また京都府内のLPガスまたは特別高圧電力を使用する事業所等で納品・使用するものに限ります。

〔補足9〕 納品書・請求書・領収書等の証憑書類により、発注・契約、納品（検収）・履行完了、支払（決済）等の経理処理が適切に行われたことを確認できない場合は、補助対象外です。

また、補助対象期間より前に発注・契約されたもの、補助対象期間より後に納品・支払されたものなど、補助対象期間外に事業が実施されている場合は補助対象外です。

③【A】補助対象事業のうち、省エネ設備・機器の導入は、以下の経費が補助金の交付対象となります。

LPガス

項目	内容
対象となる省エネ機器	<p><u>事業に必要な機器で、LPガスと接続して使用する以下の①～⑤に該当するもの、又は①～⑤の機器を構成する部品</u></p> <p>①業務用厨房機器 ②温水機器 ③暖房・冷房機器 ④発電機器 ⑤洗濯機・衣類乾燥機</p> <p>(ただし、ガスカートリッジ交換式、質量販売で供給される機器及び災害用機器は除く)</p>
補助対象経費	<p><u>対象機器の『購入、運搬、設置、取付及び既存機器の撤去等』に係る経費</u></p> <p>※実績報告時、購入、運搬、設置、取付及び既存機器の撤去等の内訳がわかる納品書、請求書、領収書等の証憑書類が必要です。</p> <p>※『機器の修繕』の経費は補助対象外です。</p>

特別高圧電力

項目	内容
対象となる省エネ設備・機器	<p><u>事業に必要な設備・機器で、以下の①～⑦に該当するもの、又は①～⑦の設備・機器を構成する部品</u></p> <p>①空調・換気、冷凍・冷蔵設備 ②ポンプ・ファン、コンプレッサ ③ボイラ、工場炉等の熱設備 ④照明、受変電、電気設備 ⑤電動機、電気加熱設備 ⑥生産設備、排水設備 ⑦再生可能エネルギー設備</p>
補助対象経費	<p><u>対象設備・機器の『購入、運搬、設置、取付及び既存設備・機器の撤去等』に係る経費</u></p> <p>※実績報告時、購入、運搬、設置、取付及び既存設備・機器の撤去等の内訳がわかる納品書、請求書、領収書等の証憑書類が必要です。</p> <p>※『設備・機器の修繕』の経費は補助対象外です。</p>

④【B】補助対象事業のうち、システムの導入は、以下の経費が補助金の交付対象となります。

〔LPガス・特別高圧電力 共通〕

項 目	内 容
対象となるシステム	<p><u>経営効率化のために導入するシステム</u></p> <p>＜システムの例＞ 在庫管理システム、生産管理システム、受発注システム、給与システム等に係るソフトウェア</p>
補助対象経費	<p><u>システムの購入等に係る経費〔10〕</u></p> <p>※パソコン、タブレット端末、プリンター等の機器は、システムと一体使用されるものであっても補助の対象外。</p>

〔補足 10〕「システムの購入等」とは、当該ソフトウェアの導入と合わせてカスタマイズするための外部委託（自社施工は除く）を含みます。

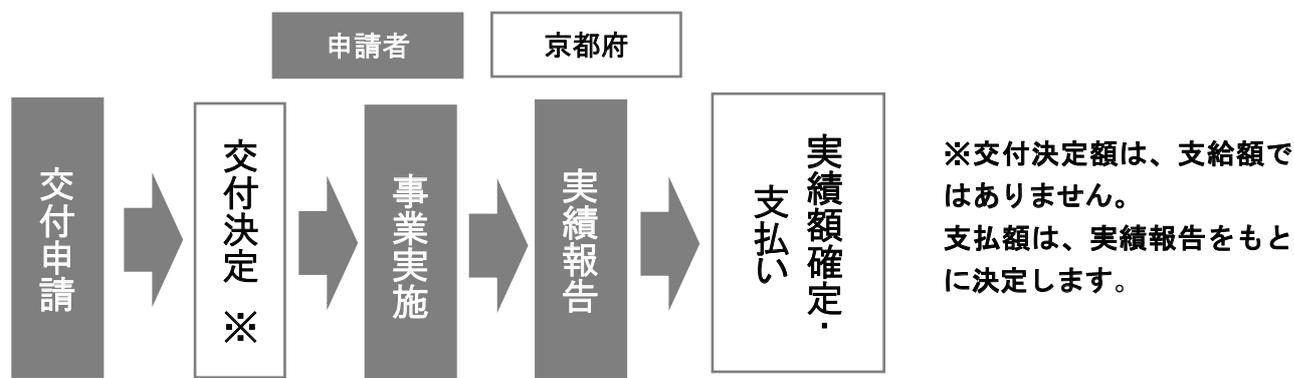
⑤次に掲げる経費は補助対象外です。

- ・ 中古品、リース・レンタル品の省エネ設備・機器
- ・ 省エネ設備・機器の修繕費用
- ・ 省エネ設備・機器やシステムの導入に当たり発生する社内人件費・旅費・雑役務費等の申請者が負担する経費
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、自動車・自転車等車両）の購入費
- ・ 華美なもの（必要以上に高価な什器）
- ・ 電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
- ・ 各種保険料、収入印紙、切手代
- ・ 借入に伴う支払利息、公租公課（消費税及び地方消費税額等）、建物登記費用・官公署に支払う登録・証明手数料等、振込手数料（代引手数料を含む）
- ・ 京都府が設置する試験研究機関に対する検査手数料
- ・ 税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用
- ・ 上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

Ⅱ 申請の手続き

1 手続きの流れ ※申請は「交付申請」、「実績報告」による2段階方式です。

【手続きの流れ】



(1) 交付申請

- ① 交付要領・本手引きにより、補助対象者及び補助対象経費の要件を確認してください。
- ② 補助金申請電子システム（WEB申請）を利用し、交付申請書（第1号様式）、誓約書（第7号様式）、支払口座振替依頼書（第8号様式）を作成し、必要提出資料のデータを添付して申請してください。
※郵送による申請も可能ですが、交付手続きに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。
- ③ 申請の受付期間は、以下の予定です。必要提出書類一式を揃えて、WEB又は郵送により申請してください。
＜申請の受付期間＞（郵送の場合、当日消印まで有効）
令和6年2月14日（水）～8月30日（金）
※申請状況により、受付期間内であっても早期に受付を終了する場合があります。
※申請書類に不備や必要提出書類に不足等がある場合、審査及び確認に時間を要し、補助金の交付手続きが遅れる場合があります。

(2) 実績報告

- ① 補助対象である省エネ設備・機器、システム導入等の発注、購入、納品及び支払いが完了後、実績報告書（第4号様式）を作成し、当該設備等が設置されたことが分かる写真、領収書・納品書の写し等の必要提出資料のデータを添付して申請してください。
※郵送による申請も可能ですが、交付手続きに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。
＜報告書の提出期限＞（郵送の場合、当日消印まで有効）
事業完了後10日以内又は令和7年1月31日（金）のいずれか早い日まで

2 補助金申請に必要な書類

①交付申請時

提出書類	電子申請	留意事項
1 交付申請書（第1号様式）	入力	記入例を参考に入力してください
2 指令前着手届（第2号様式）	入力	交付決定日より前に事業を実施する場合は必ず提出願います。
3 誓約書（第7号様式） 〔11〕	データ添付	記入例を参考に記載し、データ添付してください
4 支払口座振替依頼書（第8号様式）	入力	
5 申請者の事業活動が確認できる書類	データ添付	法人：直近の法人税確定申告書別表1の写し 個人事業主：直近の所得税青色申告決算書の写し ※白色申告の場合は直近の収支内訳書の写し ※申告時期等が未到来の場合、開業届又は設立登記簿の写し
6 LPガス又は特別高圧電力を使用していることが確認できる書類	データ添付	契約書又は検針票の写し 等
7 本人確認書類の写し	データ添付	以下のいずれかの書類（写し） 【法人】法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 【個人】運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） ※有効期間内のものに限り。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
8 購入する省エネ設備・機器、システム等の内容がわかる書類	データ添付	カタログ、図面の写し 等
9 購入する省エネ設備・機器、システム等の見積書の写し	データ添付	購入する省エネ設備・機器、システムに係る費用の内訳や数量が確認でき、税抜き価格で表示されたものの写し
10 補助金振込口座の番号と名義が確認できる資料	入力 データ添付	通帳表紙の裏面（金融機関コード、お取引店舗、通帳口座番号、口座名義がカタカナで記載されているページ）の写し

〔補足11〕「誓約書（第7号様式）」は、WEB申請の際には、様式をプリントアウトの上、『代表者名』を自署して、PDF等のデータにして添付してください。

なお、交付決定後に交付決定を受けた補助金を増額（または中止）しようとする場合は、変更（中止）承認申請書（第3号様式）を提出願います。

②実績報告時

提出書類	電子申請	留意事項
1 実績報告書 (第4号様式)	入力	記入例を参考に入力してください
2 取得財産管理台帳 (第5号様式)の写し	入力	50万円以上の財産を購入された場合、写しを提出願います。また、台帳原本はご自身で保管ください。
3 取得財産処分承認申請書 (第6号様式)	入力	処分(譲渡、廃棄)が決まっている場合、提出願います。
4 購入した省エネ設備・機器、システム等の写真	データ添付	購入し、かつ、事業所等に設置されたことが確認できる写真 ※購入品を画角に収め、設置していることがわかるように撮影してください。
5 発注書又は契約書、納品書、請求書等の写し	データ添付	申請者名義の宛名が記載されているもの、経費の明細が分かるもの ※補助対象とならないもの、申請に関係ないものは添付しないでください。
6 領収書等の写し	データ添付	購入代金を支出したことがわかる書類の写し ※宛名が申請者と一致する書類に限ります。 ※支払いは、 <u>原則として金融機関等からの振込に限り、小切手払いや手形、現金払いは対象となりません。</u> ※クレジットカードによる支払は、金融機関等によることのできない場合に限ることとし、クレジットカードの名義は、法人の場合は法人名義又は法人代表者名義、個人の場合は当該個人名義の名義に限ります。

3 交付申請及び実績報告の方法

- WEB申請の方法は、以下のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/20240209|ptokkou.html>
- 郵送の場合は、必要な添付書類を添えて以下の住所あて送付ください。

※郵送先が、時期によって異なりますので、ご注意ください。

・(令和6年3月29日まで)

住所：〒600-8095

京都東洞院仏光寺郵便局留

京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680-1 第八長谷ビル内

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者

経営改善支援事業費補助金センター 宛

・(令和6年3月30日以降)

住所：〒530-0015

大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル8F

株式会社総合キャリアオプション内

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者

経営改善支援事業費補助金センター 宛

電話番号：050-3662-5739 (令和6年3月30日以降も同じです。)

4 交付申請及び実績報告に当たっての留意事項

- 申請に必要な項目及び資料は、申請書の「提出書類チェックリスト」を活用し、漏れなく記載又は添付してください。
- 提出された書類は返却しません。また、受領確認連絡はしませんのでご了承ください。
- 提出された書類内容を問い合わせる場合があります。「交付申請書（第1号様式）」に記載する連絡先（電話番号、メールアドレス）は、誤りなく入力・記載してください。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。
- 郵送申請の場合は、簡易書留やレターパックなど追跡可能な方法により提出してください。
- 補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書の提出がなければ補助金は受け取れません。

5 補助金の支払いについて

- 提出された書類を審査し、適正と判断された場合は、補助金交付の決定及び額の確定に係る通知を送付するとともに、指定口座に当該確定補助金を振り込みます。
- 申請書類に不備、必要提出書類に不足等があれば、審査及び確認に時間を要し、補助金の交付手続きが遅れます。また、全ての必要書類が整うまでは、補助金は交付されません。
- 審査により、補助対象経費以外の経費が含まれていた場合は、申請された金額から減額します。
- 補助金の交付後に、申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金の全部又は一部を返還いただきます。
- 補助金で取得した50万円（税抜き）以上の財産について、耐用年数よりも短い期間内で処分（譲渡・廃棄等）した場合、補助金を返還いただきます。

【本補助金に関するお問い合わせ】 9:30~17:30

（平日のみ。土日祝、年末年始（令和6年12月29日~令和7年1月3日）を除く）

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金センター
住所：（令和6年3月29日まで）

〒600-8095

京都東洞院仏光寺郵便局留

京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680-1 第八長谷ビル内

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者
経営改善支援事業費補助金センター 宛

（令和6年3月30日以降）

〒530-0015

大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル8F

株式会社総合キャリアオプション内

京都府LPガス・特別高圧電力利用事業者
経営改善支援事業費補助金センター 宛

電話番号：050-3662-5739（令和6年3月30日以降も同じです。）

提出書類チェックリスト

- 提出もれ・添付もれがないようご確認ください。
- 郵送申請の場合は、可能な限り資料を「A4サイズ」に揃えて提出ください。

申請時、以下の①から⑩までの書類をそろえて提出してください。
第1号様式、第7号様式については記載例を参考にしてください。

① 交付申請書（第1号様式） ※計3ページあります
② 指令前着手届（第2号様式） ※交付決定日より前に事業を実施する場合は、必ず提供願います。
③ 誓約書（第7号様式） ※法人の代表者、又は、個人事業者が自署してください。
④ 支払口座振替依頼書（第8号様式）
⑤ 申請事業者の事業活動が確認できる書類 ※法人：直近の法人税確定申告書の別表1の写し 個人事業者：直近の所得税青色申告決算書の写し 白色申告の場合は直近の収支内訳書の写し 申告時期等が未到来の場合、開業届又は設立登記簿の写し
⑥ LPガスまたは特別高圧電力を利用していることが確認できる書類 契約書や検針票の写し 等
⑦ 本人確認書類の写し 以下のいずれかの書類（写し） 法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） 個人：運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ） ※有効期間内のものに限り。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
⑧ 購入する省エネ設備・機器、システム等の内容がわかる書類 カタログ、図面の写し 等
⑨ 購入する省エネ設備・機器、システム等の見積書の写し 購入する省エネ設備・機器、システムに係る費用の内訳や数量が確認でき、税抜き価格で表示されたものの写し
⑩ 補助金振込口座の番号と名義が確認できる資料 通帳表紙の裏面（金融機関コード、お取引店舗、通帳口座番号、口座名義がカタカナで記載されているページ）の写し

各書類に不備がないか、提出前に確認をお願いします。

L P ガス・特別高圧電力利用事業者 経営改善支援事業費補助金交付申請書

L P ガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

【申請者情報】

申請日

令和 年 月 日

法人名 (申請者が法人の場合)		屋号	
法人・屋号 の所在地	〒		
(ふりがな)	住所：		
代表者名 【法人】役職・氏名 【個人】氏名			
法人代表者・個人事業主 生年月日		(ふりがな) 担当者名 (申請者従業員等)	
郵送先 担当者 連絡先	〒		
	住所：京都府		
	電話番号：		
	メールアドレス：		
事業所等 の所在地 (機器等の導入先)	〒		
	住所：京都府		
業種 (いずれか該当する者に☑)	<input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 卸売業、 <input type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> ゴム製品製造業、 <input type="checkbox"/> サービス業、 <input type="checkbox"/> ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 <input type="checkbox"/> 旅館業、 <input type="checkbox"/> 小売業、 <input type="checkbox"/> その他		
資本金	円	常時使用する 従業員数	人
法人番号 (法人のみ)			
申請区分 (該当する方に☑)	<input type="checkbox"/> L P ガス、 <input type="checkbox"/> 特別高圧電力		

提出書類一覧

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 指令前着手届（第2号様式）
- ・ 誓約書（第7号様式）
- ・ 支払口座振替依頼書（第8号様式）
- ・ 申請事業者の事業活動が確認できる資料
- ・ L P ガスまたは特別高圧電力を利用していることが確認できる書類
- ・ 本人確認書類の写し
- ・ 購入する設備・機器、システム等の内容がわかる書類
- ・ 購入する設備・機器、システム等の見積書の写し
- ・ 補助金振込口座の番号と名義が確認できる資料

【LPガス 対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1 導入予定の省エネ機器

機器	メーカー	機種名	金額(税抜き)
			円
			円
			円
			円
①小計(本体購入予定価格)			円
②運搬、設置、取付、既存機器の撤去・処分に係る経費(見積額)			円
③合計			円【A】

導入によって想定される効果

2 導入予定のシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	金額(税抜き)
			円
			円
			円
			円
合計			円【B】

導入によって想定される効果

上記内容で申請します。

交付申請額

【A+B】×3/4 ※千円未満切捨

円

※上限:20万円、下限:2万円

【特別高圧電力 対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1 導入予定の省エネ設備・機器

機器	メーカー	機種名	金額(税抜き)	
				円
				円
				円
				円
①小計(本体購入予定価格)				円
②運搬、設置、取付、既存設備・機器の撤去・処分に係る経費(見積額)				円
③合計				円【A】

導入によって想定される効果

2 導入予定のシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	金額(税抜き)	
				円
				円
				円
				円
合計				円【B】

導入によって想定される効果

上記内容で申請します。

交付申請額	【A+B】×3/4 ※千円未満切捨	<u> </u> 円
	※上限:1,000万円、下限:10万円	

令和 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

所在地
名称
(法人名又は個人事業主)
代表者職氏名

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金
指令前着手届

上記事業について、下記のとおり指令前に着手したいのでお届けします。
なお、本件について、交付決定がなされない場合、又は交付決定の額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。
また、交付決定までの間に事業計画は変更しません。

記

1 着手（予定）日

--

2 着手の理由

--

※本様式は、補助金交付決定前の事業着手を希望される場合に提出する必要があります。なお、本届を提出した場合であっても、指令前着手が認められない場合がありますので、了解の上、提出してください。

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金
に係る内容変更（中止）の承認申請書

令和 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

所在地
名称
(法人名又は個人事業主)
代表者職氏名

令和 年 月 日付け京都府指令 産労第 号の で交付決定のあった上記補助事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領第9条第 項に基づき、申請します。

記

1 変更（中止）の理由

--

2 変更（中止）の内容

--

3 変更（中止）後の事業経費

	金額	内容
補助対象経費	円	
(内訳)		

※変更の内容のわかる見積書等の写しを添付してください。

提出書類チェックリスト

- 提出もれ・添付もれがないようご確認ください。
- 郵送申請の場合は、可能な限り資料を「A4サイズ」に揃えて提出ください。

実績報告時、以下の①から⑥までの書類をそろえて提出してください。
第4号様式については記載例を参考にしてください。

	① 実績報告書（第4号様式）
	② 取得財産管理台帳（第5号様式）の写し 50万円以上の財産を購入された場合、写しを提出願います。 また、台帳原本はご自身で保管ください。
	③ 取得財産処分承認申請書（第6号様式） 処分（譲渡、廃棄）が決まっている場合、提出願います。
	④ 購入した省エネ設備・機器、システム等の写真 購入し、かつ、事業所等に設置されたことが確認できる写真 ※購入品を画角に収め、設置していることがわかるように撮影してください。
	⑤ 発注書又は契約書、納品書、請求書等の写し 申請者名義の宛名が記載されているもの、経費の明細が分かるもの ※補助対象とならないもの、申請に関係のないものは添付しないでください。
	⑥ 領収書等の写し 購入代金を支出したことがわかる書類の写し ※宛名が申請者と一致する書類に限ります。 ※支払いは、原則として金融機関等からの振込に限り、小切手払いや手形、現金払いは対象となりません。 ※クレジットカードによる支払は、金融機関等によることができない場合に限ることとし、クレジットカードの名義は、法人の場合は法人名義又は法人代表者名義、個人の場合は当該個人名義の名義に限ります。



各書類に不備がないか、提出前に確認をお願いします。

L P ガス・特別高圧電力利用事業者 経営改善支援事業費補助金実績報告書

L P ガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり報告します。

実績報告日 令和 年 月 日

交付決定番号	京都府指令 産労第 号の	交付決定日	令和 年 月 日
法人名 <small>(申請者が法人の場合)</small>		屋号	
法人・屋号 の所在地	〒 _____ 住所：		
(ふりがな) 代表者名 <small>【法人】役職・氏名 【個人】氏名</small>	_____		
交付決定額	円	実績額	
申請区分 <small>(該当する方に☑)</small>	☐ L P ガス、☐ 特別高圧電力		

提出書類一覧

- ・実績報告書（第4号様式）
- ・取得財産管理台帳（第5号様式）
- ・取得財産処分承認申請書（第6号様式）
- ・購入した省エネ設備・機器、システム等の写真
- ・発注書又は契約書、納品書、請求書等の写し
- ・領収書等の写し

【LPガス 対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1 導入した省エネ機器

機器	メーカー	機種名	申請額(税抜き)	実績額(税抜き)
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
①小計(本体購入価格)				
②運搬、設置、取付、既存機器の撤去・処分に係る経費			円	円
③合計				

【A】

導入による効果

2 導入したシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	申請額(税抜き)	実績額(税抜き)
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計				

【B】

導入による効果

上記内容で実績報告します。

補助金 実績額	<p>【A+B】×3/4 ※千円未満切捨</p> <p>※上限:20万円、下限:2万円</p>	<p>円</p>
------------	---	----------

【特別高圧電力 対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1 導入した省エネ設備・機器

機器	メーカー	機種名	申請額(税抜き)	実績額(税抜き)
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
①小計(本体購入価格)				
②運搬、設置、取付、既存設備・機器の撤去・処分に係る経費			円	円
③合計				

【A】

導入による効果

2 導入したシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	申請額(税抜き)	実績額(税抜き)
			円	
			円	円
			円	円
			円	円
合計				

【B】

導入による効果

上記内容で実績報告します。

補助金
実績額

【A+B】×3/4 ※千円未満切捨
※上限:1,000万円、下限:10万円

円

第5号様式

取得財産管理台帳

区分 財産名	規格	金額	取得年月日	保管場所	備考
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金に係る取得財産処分承認申請書

令和 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

所在地
名称
(法人名又は個人事業主)
代表者職氏名

令和 年 月 日付け京都府指令 産労第 号の で交付決定のあった上記補助事業について、下記の財産を処分したいので、LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領第16条第3項の規定により、承認を申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

--

2 取得価格及び時価

--

3 処分の方法

--

4 処分の理由

--

誓約書

私は、LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付を申請するに当たり、本補助金の趣旨に賛同し、LPガス・特別高圧電力の価格高騰等による厳しい状況にある中でも、省エネ設備・機器、システムの導入により、事業継続と経営改善に繋がる取り組みを実施するとともに、下記の内容について誓約します。

記

- ・補助金交付要領及び手引きに定める事項をいずれも遵守することを誓約します。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合はこれに応じます。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。
- ・本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を他の行政機関等に提供されることに同意します。
- ・他の行政機関等が実施する補助金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、提供されることに同意します。
- ・京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- ・京都府に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。

令和 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

所在地：

法人名：

(法人名又は個人事業主)

代表者職・氏名：

※法人の代表者又は個人事業者が自署してください。

(法人の場合は、代表印の押印でも可)

【支払口座振替依頼書】（補助金の支払い希望口座）

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店		
口座種別	口座番号（右詰で記入）	口座名義（カタカナ）	
1 普通 ・ 2 当座			

【ゆうちょ銀行の場合】

ゆうちょ銀行	通帳記号						
	口座種別	1 普通 ・ 2 当座					
口座名義 （カタカナ）	通帳番号						

※1 振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。

※2 口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料として、通帳の表紙裏（口座名義がカタカナで記載されているページ）の写しを添付してください。

L P ガス・特別高圧電力利用事業者 経営改善支援事業費補助金交付申請書

L P ガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

【申請者情報】

申請日

令和6年7月15日

法人名 <small>(申請者が法人の場合)</small>	株式会社 京都府庁	屋号	京都府庁 京都府庁 京都府庁 京都府庁
法人・屋号 の所在地	〒0000-0000 住所：京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室		
(ふりがな) 代表者名 <small>【法人】役職・氏名 【個人】氏名</small>	だいひょうとりまりやく きょうと たろう 代表取締役 京都 太郎		
法人代表者・個人事業主 生年月日	1000年10月0日	(ふりがな) 担当者名 <small>(申請者従業員等)</small>	きょうと いちろう 京都 一郎
郵送先 担当者 連絡先	〒0000-0000 住所：京都府 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室 電話番号：090-9999-9999 メールアドレス：kyoto@example.com		
事業所等 の所在地 <small>(機器等の導入先)</small>	〒0000-0000 住所：京都府 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室		
業種 <small>(いずれか該当する者に☑)</small>	<input type="checkbox"/> 運輸業、 <input type="checkbox"/> 卸売業、 <input type="checkbox"/> 製造業、 <input type="checkbox"/> ゴム製品製造業、 <input checked="" type="checkbox"/> サービス業、 <input type="checkbox"/> ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 <input type="checkbox"/> 旅館業、 <input type="checkbox"/> 小売業、 <input type="checkbox"/> その他		
資本金	3,000,000 円	常時使用する 従業員数	50 人
法人番号 (法人のみ)	1234567890123		
申請区分 <small>(該当する方に☑)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> L P ガス、 <input checked="" type="checkbox"/> 特別高圧電力		

提出書類一覧

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 指令前着手届（第2号様式）
- ・ 誓約書（第7号様式）
- ・ 支払口座振替依頼書（第8号様式）
- ・ 申請事業者の事業活動が確認できる資料
- ・ L P ガスまたは特別高圧電力を利用していることが確認できる書類
- ・ 本人確認書類の写し
- ・ 購入する設備・機器、システム等の内容がわかる書類
- ・ 購入する設備・機器、システム等の見積書の写し
- ・ 補助金振込口座の番号と名義が確認できる資料

L P ガス・特別高圧電力両方の申請
する場合は両方にチェック願います。

申請用

【LPガス 対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1 導入予定の省エネ機器

機器	メーカー	機種名	金額(税抜き)
ガスコンロ	〇〇株式会社	100,000 円
			円
			円
			円
①小計(本体購入予定価格)			100,000 円
②運搬、設置、取付、既存機器の撤去・処分に係る経費(見積額)			10,000 円
③合計			110,000 円【A】

導入によって想定される効果

ガスコンロを導入することにより、年間〇〇円のガス料金削減の省エネ効果が得られる予定。

2 導入予定のシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	金額(税抜き)
〇〇システム	株式会社●●	生産管理の効率化のため	10,000 円
			円
			円
			円
合計			10,000 円【B】

導入によって想定される効果

〇〇システムの導入により、これまで手管理だった生産管理を効率的に実施することができ、●時間の作業時間が削減される予定。

上記内容で申請します。

交付申請額 【A+B】×3/4 ※千円未満切捨

90,000 円

※上限:20万円、下限:2万円

申請用

【特別高圧電力 対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1 導入予定の省エネ設備・機器

機器	メーカー	機種名	金額(税抜き)
コンプレッサ	△△株式会社	8,000,000
①小計(本体購入予定価格)			8,000,000
②運搬、設置、取付、既存設備・機器の撤去・処分に係る経費(見積額)			50,000
③合計			8,050,000

円
円
円
円
円
円
円【A】

導入によって想定される効果

コンプレッサの蒸発器の更新により、年間〇〇円の電気料金削減の省エネ効果が得られる予定。

2 導入予定のシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	金額(税抜き)
●●システム	株式会社▲▲	受注管理の効率化のため	50,000
合計			50,000

円
円
円
円
円【B】

導入によって想定される効果

●●システムの導入により、受注管理を効率的に実施することができ、●時間の作業時間が削減される予定。

上記内容で申請します。

交付申請額	【A+B】×3/4 ※千円未満切捨 ※上限:1,000万円、下限:10万円	6,075,000	円
-------	--	-----------	---

L P ガス・特別高圧電力利用事業者 経営改善支援事業費補助金実績報告書

L P ガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領に基づき、下記のとおり報告します。

実績報告日

令和6年12月3日

交付決定番号	京都府指令6産労第〇〇号の〇	交付決定日	令和6年8月15日
法人名 <small>(申請者が法人の場合)</small>	株式会社 京都府庁	屋号	京都府庁 京都府庁 京都府庁 京都府庁
法人・屋号 の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所：京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室		
(ふりがな) 代表者名 <small>【法人】役職・氏名 【個人】氏名</small>	だいはうとほりまりやく きょうと たろう 代表取締役 京都 太郎	実績額が、交付決定額を下回る場合、実績額に基づき決定し、お支払いいたします。	
交付決定額	6,165,000 円		
申請区分 <small>(該当する方に☑)</small>	☑ L P ガス、☑ 特別高圧電力		

提出書類一覧

- ・ 実績報告書（第4号様式）
- ・ 取得財産管理台帳（第5号様式）
- ・ 取得財産処分承認申請書（第6号様式）
- ・ 購入した省エネ設備・機器、システム等の写真
- ・ 発注書又は契約書、納品書、請求書等の写し
- ・ 領収書等の写し

L P ガス・特別高圧電力両方の申請する場合は両方にチェック願います。

【LPガス 対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1 導入した省エネ機器

機器	メーカー	機種名	申請額(税抜き)	実績額(税抜き)
ガスコンロ	〇〇株式会社	100,000	100,000
			円	円
			円	円
			円	円
①小計(本体購入価格)			100,000	100,000
②運搬、設置、取付、既存機器の撤去・処分に係る経費			10,000	9,000
③合計			110,000	109,000

【A】

導入による効果

ガスコンロを導入することにより、年間〇〇円のガス料金削減の省エネ効果が得られる。

2 導入したシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	申請額(税抜き)	実績額(税抜き)
〇〇システム	株式会社●●	生産管理の効率化のため	10,000	10,000
			円	円
			円	円
			円	円
合計			10,000	10,000

【B】

導入による効果

〇〇システムの導入により、これまで手管理だった生産管理を効率的に実施することができ、●時間の作業時間が削減される予定。

上記内容で実績報告します。

補助金実績額	<p>【A+B】×3/4 ※千円未満切捨</p> <p>※上限:20万円、下限:2万円</p>	<p>89,000 円</p>
--------	---	-----------------

【特別高圧電力 対象経費】※金額については、消費税抜きの金額を記載

1 導入した省エネ設備・機器

機器	メーカー	機種名	申請額(税抜き)	実績額(税抜き)
コンプレッサ	△△株式会社	8,000,000	7,600,000
			円	円
			円	円
			円	円
①小計(本体購入価格)			8,000,000	7,600,000
②運搬、設置、取付、既存設備・機器の撤去・処分に係る経費			50,000	49,000
③合計			8,050,000	7,649,000

【A】

導入による効果

コンプレッサの更新により、年間〇〇円の電気料金削減の省エネ効果が得られる。

2 導入したシステム

システム名	システム事業者	システムの目的	申請額(税抜き)	実績額(税抜き)
●●システム	株式会社▲▲	受注管理の効率化のため	50,000	48,000
			円	円
			円	円
			円	円
合計			50,000	48,000

【B】

導入による効果

●●システムの導入により、受注管理を効率的に実施することができ、●時間の作業時間が削減される。

上記内容で実績報告します。

補助金
実績額

【A+B】×3/4 ※千円未満切捨
※上限:1,000万円、下限:10万円

5,772,000 円

誓約書

私は、LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付を申請するに当たり、本補助金の趣旨に賛同し、LPガス・特別高圧電力の価格高騰等による厳しい状況にある中でも、省エネ設備・機器、システムの導入により、事業継続と経営改善に繋がる取り組みを実施するとともに、下記の内容について誓約します。

記

- ・補助金交付要領及び手引きに定める事項をいずれも遵守することを誓約します。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないことが発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・京都府から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合はこれに応じます。
- ・業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。
- ・本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を他の行政機関等に提供されることに同意します。
- ・他の行政機関等が実施する補助金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本補助金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、提供されることに同意します。
- ・京都府に対し、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
- ・京都府に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。

令和6年7月15日

京都府知事 西脇 隆俊 様

所在地：京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町85番地の3府庁ビル3階303号室

法人名：株式会社 京都府庁

(法人名又は個人事業主)

代表者職・氏名 代表取締役 京都 太郎

←自署または代表印

※法人の代表者又は個人事業者が自署してください。

(法人の場合は、代表印の押印でも可)

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金 (令和6年分)に関するQ&A

Q&Aは、随時更新します。最新の状況は京都府ホームページを確認願います。

令和6年2月13日時点

■ LPガス

問1 中古品の機器等の導入は補助対象となりますか。

なりません。

問2 LPガス以外を使用する機器(例:電気機器)からLPガス機器への買い替えは補助対象となりますか。

なります。

問3 LPガス機器からLPガス以外を使用する機器(例:電気機器)への買い替えは補助対象となりますか。

なりません。

問4 LPガスと電気等のハイブリッドの機器への買い替えは補助対象となりますか。

LPガスを使用している機器であれば、ハイブリッドの機器も対象となります。

問5 汎用性のあるシステム(例:ワード、エクセル)は補助対象となりますか。

なりません。

問6 システム使用料(クラウド型システムやインストール型システムの使用料)は補助対象となりますか。

なります。

ただし、補助対象期間(令和6年2月1日~令和7年1月31日)に支払いが完了するもののみとし、年額、月額で支払いしている場合は、月割り、日割りで計算し、補助対象経費を算出してください。

問7 令和6年1月31日以前から導入しているシステムの利用料は補助対象となりますか。

なりません。

問8 令和6年1月31日以前から導入している補助対象のシステムを対象期間中に更新する場合、更新費用は補助対象となりますか。

更新後の補助対象であるシステムが、更新前のシステムと比べて機能拡充していれば対象となります。※経営の効率化につながるものに限る。

問9 LPガス・特別高圧電力両方の申請はできますか。

できます。1事業者につき申請は1回のみとなっているため、交付申請書（第1号様式）の申請区分欄でLPガスと特別高圧電力の両方にチェックを入れ、両方に係る必要書類が揃えて1回で申請願います。

問10 対象機器にある「業務用厨房機器」とはどのような機器を想定していますか。

ガスコンロ、ガスオーブン、ガス炊飯器等を想定しています。

問11 対象機器にある「温水機器」とはどのような機器を想定していますか。

ガス給湯器、ガスふろがま等を想定しています。

問12 LPガス販売事業者が、自社でLPガスを使用していない場合は補助対象となりますか。

なりません。

問13 LPガスを利用しているかどうかは、どう確認すればよいですか。

契約書または検針票でご確認ください。または、現在利用しているガス機器に貼付されているラベルで、適合するガスの種類の記載を確認ください。ただし、交付申請の際には、LPガスの販売契約を締結していることが確認できる契約書または検針票が必要となります。ご不明な場合は、契約書や検針票に記載の事業者へお問い合わせください。

問14 実績報告時提出資料の「購入した省エネ設備・機器、システム等の写真」とありますが、LPガス機器の場合は、導入事業所等に設置され、LPガスと接続している状態の写真が必要ですか。

必要です。

■特別高圧電力

問1 中古品の機器等の導入は補助対象となりますか。

なりません。

問2 汎用性のあるシステム（例：ワード、エクセル）は補助対象となりますか。

なりません。

問3 システム使用料（クラウド型システムやインストール型システムの使用料）は補助対象となりますか。

なります。

ただし、補助対象期間（令和6年2月1日～令和7年1月31日）に支払いが完了するもののみとし、年額、月額で支払いしている場合は、月割り、日割りで計算し、補助対象経費を算出してください。

問4 令和6年1月31日以前から導入しているシステムの利用料は補助対象となりますか。

なりません。

問5 令和6年1月31日以前から導入している補助対象のシステムを対象期間中に更新する場合、更新費用は補助対象となりますか。

更新後の補助対象であるシステムが、更新前のシステムと比べて機能拡充していれば対象となります。※経営の効率化につながるものに限る。

問6 LPガス・特別高圧電力両方の申請はできますか。

できます。1事業者につき申請は1回のみとなっているため、交付申請書（第1号様式）の申請区分欄でLPガスと特別高圧電力の両方にチェックを入れ、両方に係る必要書類が揃えて1回で申請願います。

問7 特別高圧電力を利用しているかどうかは、どう確認すればよいですか。

契約書または請求書でご確認ください。なお、契約書や請求書で契約種別が「低圧電力」や「高圧電力」と記載されている場合は、特別高圧電力ではありません。

問8 低圧電力、高圧電力を利用している場合、今回の補助対象となりますか。

なりません。

問9 キュービクルがあれば特別高圧電力を利用していると考えられますか。

キュービクルがあることだけで、特別高圧電力を利用しているとは判断できませんので、契約書または請求書を確認ください。

■その他

問1 社会福祉法人や医療法人は補助対象となりますか。

なりません。

問2 対象となる機器はカタログ等で『省エネ』を謳っているもののみですか。

省エネと記載がなくても対象となります。

問3 省エネ機器とは何を以て判断されるのですか。

新しい機器の導入によって、諸経費の削減が見込める事が前提となります。

交付申請書（第1号様式）の「導入によって想定される効果」及び実績報告書（第4号様式）の「導入による効果」の記載内容をもとに審査します。

問4 社員寮に設置する機器は、補助対象となりますか。

なりません。

問5 申請事業者の事業活動が確認できる書類について、税務署の受領印がない確定申告書の写しを提出することは可能ですか。

確定申告書に税務署の受領印がなくても、税理士署名があれば可です。

電子申告のため、確定申告書に受領印及び税理士署名がない場合は問6を参照願います。

問6 確定申告が電子申告である場合、どのような書類が必要ですか。

電子受付日時及び電子申告受付番号が印字された確定申告書を提出してください。

上記資料がない場合は、確定申告書及び電子申告の受付が完了したことがわかる資料（受信通知等）を提出してください。

問7 現金や小切手、手形で支払いしても補助対象となりますか。

なりません。原則として金融機関等からの振込に限ります。

問8 クレジットカードで支払いをしても補助対象となりますか。領収書の他に必要な書類はありますか。

金融機関等からの振込によることができない場合に限り対象とします。実績報告時には、領収書、カード利用明細書、補助対象期間内に口座から引き落とされたことがわかる資料の提出をお願いいたします。

問9 機器等を購入する際、ポイントやクーポンを金額換算して支払いをしても補助対象となりますか。

なりません。その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費とします。

問10 申請をしてからどれくらいで交付決定が出ますか。

申請数によって前後しますが、およそ1か月程度を予定しております。

問11 昨年同じLPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金（受付期間：令和5年8月10日～9月29日、11月7日～12月13日）に申請し、補助金を受給していますが、今回の申請は可能ですか。

可能です。ただし、申請は1事業者あたり1回限りです。

問12 事業費が想定よりも高額となったため、実績報告時に交付決定額を上回る実績額で実績報告してよいですか。

補助金は交付決定額を上限として支給します。事業費の上振れ等により交付決定額の増額を希望される場合は、実績報告の前に変更承認申請を行ってください。

変更承認申請は、原則として交付申請の受付期間内の早いうち（令和6年8月30日（金）まで）に行ってください。

LPガス・特別高圧電力利用事業者経営改善支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 本要領は、LPガス・特別高圧電力の価格高騰等の影響により、厳しい経営状況にある中小企業の事業者等の事業継続と経営改善を図るために、事業者が行う省エネ設備・機器やシステム導入等の経営効率化に資する取組を支援するための補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 別表1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）及び組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合）をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社及び大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社は中小企業者に含まないものとし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）第2条に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2号に規定する投資事業有限責任組合は中小企業者に含むものとする。
- (2) LPガス販売事業者 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条第1項の登録を受けている者、同法第37条の4第1項の許可を受けている者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けている者、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項第1号の許可を受けている者及び同法第20条の4の届出を行った者。
- (3) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第3号に規定する小売電気事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LPガス販売事業者とLPガス（ただし、日本産業規格で定めるLPガス規格第2種の自動車用燃料は除く。）の販売契約を締結する中小企業者のうち、京都府内に事業所等を有する者

(2) 自ら小売電気事業者等と契約し、特別高圧で受電する中小企業者のうち、京都府内の事業所等で受電する者、又は他の者が代表して小売電気事業者等と契約し、当該契約に基づき受電する電力を、相応の電気料金に相当する額の分担により使用する中小企業者のうち、京都府内の事業所等で受電する製造業を営む者

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は補助対象者とししない。

- (1) 第2条第1号で定める中小企業者のうち、医業を主たる事業とする者（病院、一般診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業を営む者）
- (2) 第2条第1号で定める中小企業者のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- (3) 国または地方公共団体から出資を受けている者
- (4) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合又は京都府税の滞納がある場合
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。）が京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
- (6) 暴力団（京都府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められるとき
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (10) 資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その相手方が第4号から第8号までに掲げる要件のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (11) 第4号から第8号までに掲げる要件のいずれかに該当する者を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（前号に該当する場合を除く。）に、知事が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額等は、別表2に定めるとおりとする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象事業の実施期間（以下「補助対象期間」という。）は、第8条に規定する補助金の交付の決定を行った日（以下「交付決定日」という。）から令和7年1月31日までとする。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると知事が認める場合は、交付決定日より前の日（令和6年2月1日以降に限る。）を補助対象期間の起算日とすることができる。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は交付申請書（第1号様式）に定める書類を添えて知事が指定する期日までに提出するものとする。

- 2 申請者は、第5条ただし書に規定する場合で、起算日から交付決定日までに発生する経費を申請する場合には、前項の交付申請書に指令前着手届（第2号様式）を添えて提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 電子情報処理組織（府の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法による申請者は、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- 2 前項の規定による申請者は、交付申請書に定める書類を知事が別に定めるところにより提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請者は、知事が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織に記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、第6条及び前条の規定による交付申請書等を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。なお、知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を附して補助金の交付の決定を行うことができる。

- 2 知事は、補助金の不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等の申請等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条及び第7条の規定により提出した交付申請書等について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、予め変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付の決定を受けた補助金を増額しようとするとき
- (2) その他知事が必要と認めるとき

2 補助事業者は、本事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業計画の変更等の承認等)

第10条 知事は、補助事業者から前条の申請を受理した場合は、内容を審査し、承認又は不承認及び補助金の変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（中止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了日から10日を経過した日又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定により、実績報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる本事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する補助金額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができるものとする。

- (1) 本要領、交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき
- (2) 交付申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき
- (3) 法令違反など社会通念上不適切な行為と知事が認めたとき
- (4) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき
- (5) 被災等により補助事業の遂行ができないと知事が認めたとき

2 知事は、前項の取消し等の決定を行った場合には、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、前条の規定により取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金の経理等)

第 15 条 補助事業者は、本事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の翌年度から 5 年度間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 16 条 補助事業者は、本事業が完了した後も、本事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものについて、取得財産管理台帳（第 5 号様式）を備え、その保管状況を明らかにするとともに、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用や処分（譲渡、廃棄等）を行ってはならない。

3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、予め取得財産処分承認申請書（第 6 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定により承認した補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産を処分したことによる収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を知事に納付させることができる。なお、納付額は別表 3 に定めるとおりとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 2 月 13 日から施行する。

別表1（第2条関係）

主たる業種	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数(※)
運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や2ヶ月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいう。

別表2（第4条関係）

(1) 補助対象事業の区分・補助対象経費・補助率・補助上限額・補助下限額

補助対象事業 の区分	補助対象経費	補助率	補助 上限額	補助 下限額
LPガス	事業者の事業継続と経営改善のための省エネ設備※ ¹ ・機器※ ² やシステムの導入に要する経費 ※詳細は(2)のとおり	3/4 以内	20万円	2万円
特別高圧電力			1,000万円	10万円

※¹ 設備とは、必要な機器を建物等に備え付けること、又は備え付けたものを指す。

※² 機器とは、単体で固有の機能を果たすものを指す。

(2) 補助対象経費の内訳

本事業活動に直接関係する次に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認める経費

補助対象事業の区分	対象設備・機器・システム	補助対象経費
L P ガス	事業に必要な機器で、L P ガスと接続して使用する以下の①～⑤に該当するもの、又は①～⑤の機器を構成する部品 ①業務用厨房機器 ②温水機器 ③暖房・冷房機器 ④発電機器 ⑤洗濯機・衣類乾燥機 (ただし、ガスカートリッジ交換式、質量販売で供給される機器及び災害用機器は除く)	対象機器の購入、運搬、設置、取付及び既存機器の撤去等に係る経費
特別高圧電力	事業に必要な設備・機器で、以下の①～⑦に該当するもの、又は①～⑦の設備・機器を構成する部品 ①空調・換気、冷凍・冷蔵設備 ②ポンプ・ファン、コンプレッサ ③ボイラ、工場炉等の熱設備 ④照明、受変電、電気設備 ⑤電動機、電気加熱設備 ⑥生産設備、排水設備 ⑦再生可能エネルギー設備	対象設備・機器の購入、運搬、設置、取付及び既存設備・機器の撤去等に係る経費
	経営効率化のために導入するシステム	システムの購入等に係る経費

※1 他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は補助対象にならない。

※2 補助金交付申請額の算定段階において、公租公課(消費税及び地方消費税額等)は補助対象経費から除外して算定すること。

(参考) 補助対象外経費

<ul style="list-style-type: none"> ・中古品、リース・レンタル品の省エネ設備・機器 ・省エネ設備・機器の修繕費用 ・省エネ設備・機器、システムの導入に当たり発生する社内人件費・旅費・雑役務費等の申請者が負担する経費 ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、自動車・自転車等車両）の購入費 ・華美なもの（必要以上に高価な什器） ・電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費 ・調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費 ・各種保険料、収入印紙、切手代 ・借入に伴う支払利息、公租公課（消費税及び地方消費税額等）、建物登記費用・官公署に支払う登録・証明手数料等、振込手数料（代引手数料を含む） ・京都府が設置する試験研究機関に対する検査手数料 ・税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用 ・上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費
--

別表3（第16条関係）

財産処分に係る納付額

区分	説明
有償譲渡又は有償貸付け	処分を行おうとする取得財産の補助金額を上限として、譲渡額又は貸付額（ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額）に補助率（補助金交付額が事業額に占める割合その他の適切な比率。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
転用、無償譲渡、無償貸付け、交換、取壊し又は廃棄	残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い方とする。

※ただし、次に掲げる場合は納付義務を免除する。

- (1) 災害又は火災（補助事業者等の責めに帰することのできない事由による場合に限る。）により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄

- (2) 補助事業による開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産を生産に転用（所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合

